

## [事案 2023-274] 給付金支払等請求

・令和6年8月7日 裁定終了

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、解除の無効等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

抑うつ状態により就労困難状態となったため、令和4年5月に契約した就業不能保険にもとづき回復支援給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、解除を無効として給付金を支払ってほしい。また、精神的苦痛等に対する損害賠償をしてほしい。

- (1) 募集人から告知時に、三大疾病による通院でなければチェックを入れる必要はないと言われた。
- (2) 保険会社は、自分が本当に精神疾患なのかを確認するために、他の病院で再受診させるべきであった。
- (3) 契約解除への異議申出に関する審査結果を出すまでに、給付金請求から1年近くもかかっており、遅延行為である。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 告知時に、募集人が申立人に対して、三大疾病でなければ告知しなくてよい等の誤った説明をした事実は無い。また、募集人は、告知に際して、案内文書を交付したうえで読み上げて説明しており、告知の入力は申立人が全て行った。
- (2) 保険会社として、傷病の発症の有無や時期等について、申立人を病院で再受診させるべき義務を負うものではない。
- (3) 当社は、請求書類が届いた令和4年7月の7日後には調査を開始し、3か月後には解除通知を送付している。告知妨害に関する調査結果の通知が、令和5年5月となったのは、調査を慎重に実施していたからである。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、告知時の経緯等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。